

——第 1 編——

総 則

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

1 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の位置づけ（法第35条）

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

3 市国民保護計画に定める事項（法第35条第2項）

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- (1) 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する第16条第1項及び第2項(注)に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- (3) 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し、市長が必要と認める事項

(注)

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第16条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第35条第1項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- (3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- (5) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

第2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

第3 市地域防災計画等との関連

1 市地域防災計画（風水害等対策計画編）との関連

この計画は、武力攻撃事態等において、市民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており、この計画に明記されていない事項については、「神栖市地域防災計画」等において定められている防災に関する既存の取組を活用することとする。

また、事態の原因が未だ不明である場合等においては、大規模事故や災害として神栖市地域防災計画（風水害等対策計画編）」により対処が行われる。

2 石油コンビナート等の災害への対処

石油コンビナート等に係る災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法に定める措置を基本とするが、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、同法に基づく対処に加え、本計画に基づく生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 市国民保護計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し（法第35条第8項）

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

資料編	○神栖市国民保護協議会委員名簿	P. 91
	○神栖市国民保護協議会条例	P. 92

2 市国民保護計画の変更手続（法第35条第8項、法第39条第3項）

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。